

## 公立能登総合病院 臨床倫理指針

1. 患者さんの人権を尊重し、信仰、信条や価値観に十分配慮した上で、安全で最良の医療を提供いたします。患者さんの自己決定権を尊重しながら、医療者と患者さんがよきパートナーシップを形成して、患者さんの最善の利益を目的とした方針を決定します。
2. 診療内容やその他必要な事項について、適切な方法と内容で、十分な情報を提供し、自発的な同意を受けて医療を提供します。(インフォームド・コンセント (説明と同意))
3. 患者さんのプライバシーを尊重し、守秘義務の遵守と個人情報の保護を徹底します。
4. 生命倫理に関する法令、医療行為にかかる各関係法令を遵守し、診療ガイドラインを尊重した医療を提供します。
5. 医学、医療の発展のために必要な臨床研究、治験の実施にあたっては、倫理審査委員会において十分検討します。臨床研究においては、ヘルシンキ宣言を尊重し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」並びに「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に従います。また、治験・製造販売後臨床試験に関しては医薬品の臨床試験実施に関する省令 (GCP) を遵守します。
6. その他
  - 1) 宗教的輸血拒否：宗教的輸血拒否に関する5学会の合同委員会が作成したガイドライン(2008年)に従います。当院は患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力しますが、「輸血以外に救命の手段がない」事態に至った場合、輸血を行うという「相対的無輸血治療」の方針を採用します。
  - 2) 終末期における意思決定：終末期の判定は、複数医師で検討し、慎重に判断します。患者さんへの十分な説明を行った上で、患者さんの意思を最大限尊重します。患者さんが自立的に判断できない場合には、患者さんの価値観、人生観を十分に理解し、患者さんの立場に立って判断できるような代理人のご意見を伺い、患者さんの利益が最大になるよう多職種が関わり判断します。
  - 3) 身体抑制：抑制しなければ生命にかかわる可能性がある場合など、

止むを得ず身体を抑制し、行動を制限する必要がある患者さんには、抑制開始フローチャートに従い判断し、患者さんにご家族に説明し同意を得たうえで行います。

4) がんの告知：患者さん本人の知る権利を尊重し、本人への告知を優先します。ただし、告知を望まない患者さんもいらっしゃいますので、「あなたの病気がたとえ治りにくい病気（エイズやがんなど）でも本当の病名を知りたいか」、外来受診時に希望をお伺いします。

5) その他の倫理的問題：様々な場面で、医療者、患者さん、ご家族などの意見が対立することがあるかもしれませんが、多職種が関わり、患者さんにとっての最良の方向を検討します。

以上について、次の諸指針等を尊重していくものとする

- リスボン宣言
- ジュネーブ宣言
- ヘルシンキ宣言
- 医師の職業倫理指針
- 医の倫理綱領
- 各専門職の倫理綱領

2018年8月15日